



平成 17 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 カ ル ラ
代 表 者 名 代表取締役社長 井 上 修 一
(JASDAQ ・ コード番号 : 2 7 8 9)
問 い 合 わ せ 先 取締役経営企画室長 本 木 邦 夫
(TEL : (022) 351 - 5888)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 28 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記の通り、平成 17 年 5 月 28 日開催予定の当社第 33 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の取締役、執行役員（予定）及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資するため、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の取締役、執行役員（予定）及び従業員に無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役員（予定）、従業員とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は 100 株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という)後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。(1 株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額（行使価額）

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「払込価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日は除く)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は、切り上げ)、または発行日の前日の終値(当該日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行、移転(新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年6月1日から平成21年5月31日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退任・退職、または会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

本件新株予約権は、新株予約権者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または新株予約権を喪失した場合は、その新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、平成17年5月28日開催予定の当社第33期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上